

IFRS Developments

IBOR改革： IASBの提案パート2

重要ポイント

- ▶ IASB は、2019 年 3 月の会合にて、IBOR から RFR への移行に伴う不確実性にかかわらず、ヘッジ会計を継続して適用することを容認するため、IAS 第 39 号及び IFRS 第 9 号を改訂し、救済措置を定めるための作業を進めた。
- ▶ IASB は、2019 年 4 月もしくは 5 月に 2 段階のうちの第 1 段階にかかる公開草案を公表する予定である。コメント期間は 45 日間である。
- ▶ 最終改訂基準は、2019 年末までに公表される予定である。

はじめに

2018 年 12 月に、国際会計基準審議会(以下、IASB 又は審議会)は、銀行間調達金利指標(IBOR)改革が財務報告に及ぼす影響を評価するためのプロジェクトを追加した。本プロジェクトは 2 段階に分けて実施される。第 1 段階では、IBOR 改革までに生じる論点が焦点となる。IASB は 2019 年 4 月もしくは 5 月に公開草案を公表し、最終改訂基準を 2019 年後半に公表する予定である。第 2 段階では、ヘッジ指定の修正の影響など、IBOR 改革が実施された後に生じる論点が焦点となる。

2019 年 2 月の会合で IASB は、IBOR からリスク・フリー・レート(RFR)に移行することで生じる不確実性にもかかわらず、ヘッジ会計を継続して適用することを容認する救済措置を定めるため、IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」及び IFRS 第 9 号「金融商品」を改訂することに暫定的に合意した。IFRS Developments 第 144 号にて、2 月の会合でなされた決定の内容及び IBOR 改革の背景、並びに我々の考えを要約している。

IASB の決定

2019 年 3 月の会合で、IASB は、IAS 第 39 号及び IFRS 第 9 号に以下の改訂を行うことを暫定的に決定した。

- ▶ 本救済措置を、IBOR 改革により不確実性が生じるすべてのヘッジ関係に強制適用すること。本救済措置は、IBOR 改革によりヘッジ手段及び(又は)ヘッジ対象のキャッシュ・フローに不確実性が生じるヘッジ関係に対してのみ適用可能となる。

- ▶ 以下のいずれか早い時点で救済措置の適用を終了する必要がある。
 - ▶ キャッシュ・フローの発生時期及び金額に関する不確実性がもはや存在しなくなる時点
- もしくは、
 - ▶ ヘッジ関係が終了する時点

本改訂には、上述の時点を例示する設例が盛り込まれる。これには、不確実性を解消するため、IBOR に関連した金融商品の契約条件を通常どのように変更すべきかの説明も含まれる。

- ▶ 契約の条件を変更しても不確実性が解消されない下記の 2 つの状況については、個別に改訂を行う。
 - ▶ 指定したヘッジ対象が個別に識別可能なリスク要素となる場合、救済措置の適用は、ヘッジ関係が終了した時点でのみ終了する(例えば、固定利付債の IBOR リスクに係る公正価値ヘッジ)。
 - ▶ 貸借対照表に未認識の予定取引については、IBOR 改革に関する不確実性がもはや存在しなくなる時点で救済措置の適用を終了する。
- ▶ 事後的な有効性テスト及びヘッジ会計の測定に係るその他の観点に関する改訂は予定されていない。IASB は、既存の契約上のキャッシュ・フローと市場で入手可能な公正価値に関する情報に基づいて引き続き判断されることから、当該事項に関連して救済措置が必要ないことを明確化した(すなわち、ヘッジ対象が修正されるまで、ヘッジ対象のキャッシュ・フローは IBOR に基づくと仮定して、継続して有効性を評価及び測定する)。
- ▶ 公開草案のコメント募集期間は 45 日である。IASB スタッフは、改訂の草案作成に着手する。
- ▶ IASB は、IBOR を入替える RFR の内容を規制当局が決定するまでプロジェクトの第 2 段階を開始することはできないと考えている。移行の内容が明確になって初めて、IASB は財務報告に及ぼす潜在的な影響及び救済措置の必要性について評価することができると考えている。

背景

2019 年 2 月の会合で、IASB は以下を暫定的に決定した¹。

- ▶ 「可能性が非常に高い」という要件に関し、IBOR の潜在的な入替えの一般条件(時期及び取引の詳細)に関する不確実性の影響に対して救済措置を設けるため、IFRS 第 9 号及び IAS 第 39 号を改訂する。特に、予定取引の発生可能性を評価するにあたり、IBOR ベースの契約条件をそのまま維持できると仮定することが容認される。
- ▶ 経済的関係の存在(IFRS 第 9 号の要件)及び相殺するにあたりヘッジは非常に有効であるとする期待(IAS 第 39 号の要件)に関し、IBOR の潜在的な入替えの一般条件(時期及び取引の詳細)に関する不確実性の影響に対して救済措置を設けるため、IFRS 第 9 号と IAS 第 39 号を改訂する。特に、当該評価は、ヘッジ手段及びヘッジ対象から生じる既存の契約上のキャッシュ・フローに基づいて行う必要がある。

¹ IASB アップデート(2019 年 2 月)に記載される決定に基づく

- ▶ ヘッジ関係の開始時点で、IBOR リスク要素が個別に識別可能という要件を充たす場合、ヘッジ会計を継続することが容認されるべきである(ただし、当該識別は将来の IBOR 改革の影響を受ける可能性がある)。さらに、IASB は、ヘッジ関係の開始時点で個別に識別可能でないリスク要素については救済措置を設けるべきではないと暫定的に決定した。
- ▶ ヘッジ指定した将来のキャッシュ・フローの性質及び発生時期が確実になった時点で、救済措置の適用を終了する。
- ▶ 救済措置の適用がヘッジ会計に及ぼす影響について特定の開示を要求する。
- ▶ 改訂を遡及適用する。改訂の発効日は 2020 年 1 月 1 日であり、早期適用も容認される。

弊社のコメント

3 月の会合における暫定決定をもって、IASB による第 1 段階の論点に関する当初の審議は完了した。最終改訂基準が発効された時点で、IBOR 改革により生じる不確実性が解消されるまで、ヘッジ会計を継続して適用することが(その他のヘッジ会計の要件を充たした上で)容認される。

第 1 段階が進展したため、IASB は第 2 段階を開始し、IBOR 改革から生じる契約上の変更が財務報告に及ぼす影響に対して救済措置が必要か検討すべきだと我々は考える。しかし、IASB は、(3 ヶ月物金利など、「ターム」物 RFR の有無をはじめ)RFR について規制当局が合意する前に第 2 段階を開始することに慎重な姿勢を示している。残念ながら、規制当局によって改革の進捗状況は異なり、ターム物 RFR の導入の有無が判明する前に、ヘッジ対象を修正して「オーバーナイト」RFR を契約条件に反映することを考える企業が存在する可能性もある。従って、第 2 段階の論点に関連して生じる不確実性が解消されるまで、引き続き財務報告に不確実性が存在することから、IBOR 改革活動に取り組むことを企業が躊躇するリスクがある。

IASB は、キャッシュ・フローの発生時期及び金額に関する不確実性が解消する時点、もしくはヘッジ関係が終了する時点のいずれか早い時点で救済措置の適用を終了すると暫定決定している。この場合、ポートフォリオ・ヘッジのように、ヘッジ対象がいくつかの項目からなるグループであり、(キャッシュ・フローに関する不確実性が解消されるよう)一部項目は修正され、他は修正されない場合、どのように取り扱うかという論点が生じる。

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、ey.comをご覧ください。

EY新日本有限責任監査法人について

EY新日本有限責任監査法人は、EYの日本におけるメンバーファームであり、監査および保証業務を中心に、アドバイザリーサービスなどを提供しています。詳しくは、www.shinnihon.or.jpをご覧ください。

EYのIFRS(国際財務報告基準)グループについて

国際財務報告基準(IFRS)への移行は、財務報告における唯一最も重要な取り組みであり、その影響は会計をはるかに超え、財務報告の方法だけでなく、企業が下すすべての重要な判断にも及びます。私たちは、クライアントによりよいサービスを提供するため、世界的なリソースであるEYの構成員とナレッジの精錬に尽力しています。さらに、さまざまな業種別セクターでの経験、関連する主題に精通したナレッジ、そして世界中で培った最先端の知見から得られる利点を提供するよう努めています。EYはこのようにしてプラスの変化をもたらすよう支援します。

© 2019 Ernst & Young ShinNihon LLC.
All Rights Reserved.

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスをを行うものではありません。新日本有限責任監査法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

本資料はEYG No. 001271-19Gblの翻訳版です。